# 個人情報保護規程

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（目的）

本規程は、一般社団法人全日本大学ソフトボール連盟（以下「本連盟」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護するとともに、本連盟の事業の適正な運営を図ることを目的とする。

### 第 2 条（定義）

本規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、所属大学、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、肖像（写真・動画）、競技成績等、特定の個人を識別できるものをいう。

### 第 3 条（適用範囲）

本規程は、本連盟の全ての役員、職員、及び本連盟の業務を委託された者に対して適用する。

## 第 2 章 個人情報の取得および利用

### 第 4 条（利用目的の特定）

本連盟は、個人情報の取扱いにあたって、以下の通り利用目的を特定するものとする。

1. 加盟校の登録管理および選手登録
2. 大会エントリー、組合せ作成、および競技運営
3. 大会結果（リザルト）の作成、公表（公式サイト、SNS、報道機関への提供）
4. 本連盟の事業に関する通知、連絡、アンケートの実施
5. 肖像権（写真・動画）の広報活動および記録保管への利用
6. 安全管理、傷害保険の手続き、およびアンチ・ドーピング活動

### 第 5 条（取得の制限）

個人情報の取得は、前条の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

### 第 6 条（利用の制限）

本連盟は、特定した利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。ただし、本人の同意がある場合、または法令に基づく場合はこの限りではない。

## 第 3 章 個人情報の管理

### 第 7 条（個人情報保護管理責任者）

1. 本連盟に「個人情報保護管理責任者」を置き、事務局長（または特定の理事）をもって充てる。
2. 管理責任者は、本規程の実施および個人情報の安全管理について責任を負う。

### 第 8 条（安全管理措置）

1. 管理責任者は、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止のため、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
2. 電子データはアクセス権限を設定し、パスワード管理を徹底する。
3. 個人情報を含む書類を廃棄する場合は、シュレッダーまたは溶解等、適切な形で処理を行う。

### 第 9 条（委託先の監督）

本連盟が業務を外部へ委託し、個人情報を預託する場合は、委託先において安全管理措置が適切に講じられていることを確認し、契約書等において守秘義務を明記しなければならない。

## 第 4 章 第三者提供

### 第 10 条（第三者提供の制限）

1. 本連盟は、次の場合を除き、個人情報を第三者に提供してはならない。
   (1) 本人の同意がある場合。
   (2) 法令に基づく場合。
   (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合。
   (4) 公衆衛生の向上または学生の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合。
2. 競技結果（氏名、大学名、記録）および大会中の肖像（写真・動画）については、大会要項等での周知をもって、公表することへの同意が得られたものとみなすことができる。

## 第 5 章 開示、訂正および利用停止

### 第 11 条（本人からの請求）

本連盟は、本人から自己の個人情報の開示、訂正、利用停止を求められたときは、本人確認を行った上で、合理的な期間内にこれに応じなければならない。

## 第 6 章 苦情処理および漏洩時の対応

### 第 12 条（苦情の処理）

本連盟は、個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努める。

### 第 13 条（漏洩時の報告）

個人情報の漏洩等の事故が発生した、またはその疑いがある場合、発見者は直ちに管理責任者に報告し、管理責任者は速やかに事実確認と応急措置を行い、理事会および必要に応じて関係行政機関へ報告しなければならない。

## 第 7 章 附則

### 第 14 条（改定）

本規程の改定は、理事会の決議によらなければならない。

### 第 15 条（施行期日）

本規程は、2026 年 6 月 27 日から施行する。